

日本過酸化脂質・抗酸化物質学会会則

(1993年9月10日 幹事会議決)

(2006年8月改訂)

(2010年8月改訂)

(2011年11月改訂)

(2017年7月改訂)

第1条 名称

本会を日本過酸化脂質・抗酸化物質学会（旧 生体パーオキシド研究会）と称する。

第2条 目的

本会は会員相互の交流を深めることにより過酸化脂質と抗酸化物質及び食品成分や生理活性物質の機能性に関する研究の進展を図る事を目的とする。

第3条 事業

本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 年会の開催。
- (2) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第4条 会員

本会は第2条の目的に賛同する、幹事会員、一般会員、学生会員で構成する。

- (1) 幹事会員は幹事会で選出された会長および幹事とし、本会の運営を行う。
- (2) 一般会員は、本会の目的に賛同し入会した、過酸化脂質と抗酸化物質および食品成分や生理活性物質の機能性の研究に従事または興味をもつ個人とする。
- (3) 学生会員は本会の目的に賛同し入会した学生とする。
- (4) 幹事会員、一般会員、学生会員は会費を納入するものとする。
- (5) 顧問は、本会の運営に関し相談を受ける。

第5条 入会

本会に入会を希望するものは、所定の入会届に当該年度の会費を添え提出する。

ただし会費が未納の理由で事務局が退会手続きをとった会員が再入会する場合は、未納分の会費も納める。

第6条 退会

退会を希望するものは所定の退会届を提出し、未納の会費を納めた後、退会する。ただし下記の理由がある場合は、事務局は幹事会の承認の上、会員を退会扱いできる。

- (1) 3年以上会費を納入しないもの。
- (2) 学生の身分を消失した学生会員。
- (3) 死亡、行方不明等、当該会員が会員として活動できない事実が明らかなる場合。

第7条 会の運営と役員

本会はその運営のため、次の役員をおく。

- (1) 会長、及び幹事若干名をおく。
- (2) 会長と幹事の任期を3年とし、重任は妨げない。
- (3) 役員を選出は幹事会が行う。

- (4) 幹事会は年に一回以上開催し、幹事の過半数の出席によって成立する。ただし、当議事につき委任状をもってあらかじめ意志を表示した者、あるいは他の幹事を代理人として評決を委任したものは出席者とみなす。

第8条 総会

総会は年に一回開催し、会員の過半数の出席によって成立する。ただし、委任状を提出したものは出席者とみなす。

第9条 会計

本会を運営するための会計は次の通りとする。

- (1) 本会の会計年度は4月1日より3月31日までとする。
- (2) 本会の経費は会費及び賛助金等による。
- (3) 会費の年額は次の通りとする。
幹事会員 5,000円、一般会員 3,000円、学生会員 1,000円
- (4) 既納の会費はいかなる事由があっても返却しない。

第10条 事務局

本会は会務に関する事務を行うため事務局をおき、これを運営する。

東北大学大学院農学研究科機能分子解析学
〒980-0845 仙台市青葉区荒巻字青葉468-1
TEL: 022-757-4416(仲川)/4418(永塚)
FAX: 022-757-4417